

## 医療保険

### 退職者医療制度をご存じですか？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けられる方とその被扶養者で、国民健康保険の資格がある方が、老人保健制度の適用を受けるまでの間、医療費負担を軽減する制度です。

#### 対象となる方

##### 退職被保険者（本人）

- (1) 国民健康保険に加入している（または、これから加入する）方。
- (2) 老人保健制度の適用を受けていない方。
- (3) 厚生年金や各種共済組合などの年金（ただし国民年金は除く）を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方。

##### 被扶養者となる方

退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持し、

次の条件にあてはまる方。  
(1) 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族又は配偶者の父母と子。

(2) 国民健康保険の加入者で、老人保健の適用を受けていない。

(3) 年間の収入が130万円未満であること。

#### 届出が必要です

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書・国保の保険証・印鑑を持参して、役場町民課保険医療係に届け出て「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

#### お医者さんにかかるとき

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口へ提出して受診してください。

医療機関に支払う一部負担金は次のとおりです。

- 退職被保険者（本人）  
入院・外来とも2割
- 被扶養者（家族）  
入院2割・外来3割

※入院時の食事代と外来の薬剤にかかる一部負担については、一般の国保と同様に自己負担となります。

#### 適用を受けなくなるとき

○ 国民健康保険の資格を喪失したとき。

○ 退職被保険者が老人保健制度の対象になったとき。  
(この場合は、国保の一般被保険者となります。)

○ 退職被保険者本人の資格がなくなったとき。  
(被扶養者は、国保の一般被保険者となります。)

※平成15年4月から、本人及び扶養家族の自己負担は、3割となります。

#### 問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

## 下水道

### 公共下水道の役割

松前町の公共下水道は、分流式といって、雨どいからの排水（雨水）と家庭内の台所・風呂場・トイレなどの排水（汚水）の二つに分かれます。雨水は、従来の排水口から水路などへ排出されます。汚

～まちが清潔になる～



～川や海がよみがえる～



～トイレが水洗になる～



### 下水道ができるよ……

水は、トイレなどの各排水口からの水を松前町が各敷地内に設置した公共ますへ接続し、公共下水道へ排出されます。公共下水道に排出された汚水は、終末処理場できれいな水に処理され、海へ放流されます。

が容易になり、住宅周辺の生活環境を改善します。快適なまちづくりと自然環境を守るため、1日も早く下水道の整備ができるよう皆さんのご理解とご協力をお願いします。

#### 問い合わせ

役場下水道課業務係

☎ 985-4126